

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成8年7月から同年9月までの期間については、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成8年10月から20年11月までの期間に係る標準報酬月額については、事後訂正の結果、8年10月から9年9月までは34万円、同年10月から10年9月までは41万円、同年10月から11年9月までは38万円、同年10月から14年9月までは41万円、同年10月から16年8月までは44万円、同年9月から18年8月までは47万円、同年9月から20年11月までは50万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の額（8年10月から14年9月までは26万円、同年10月から15年8月までは28万円、同年9月から17年8月までは30万円、同年9月から20年11月までは32万円）とされているが、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間①のうち、8年10月から12年9月までは32万円、同年10月から13年6月までは34万円、同年7月から16年3月までは44万円、同年4月から17年5月までは47万円、同年6月は50万円、同年7月は56万円、同年8月は53万円、同年9月から18年6月までは50万円、同年7月から20年8月までは47万円、同年9月から同年11月までは44万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間②、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②及び⑥は30万円、申立期間⑦及び⑧は38万5,000円、申立期間⑨は24万3,000円、申立期間⑩は37万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を

除く。)及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 7 月 1 日から 20 年 12 月 1 日まで
② 平成 15 年 7 月 31 日
③ 平成 15 年 12 月 25 日
④ 平成 16 年 8 月 6 日
⑤ 平成 17 年 1 月 31 日
⑥ 平成 17 年 7 月 31 日
⑦ 平成 17 年 12 月 31 日
⑧ 平成 18 年 6 月 30 日
⑨ 平成 18 年 12 月 28 日
⑩ 平成 19 年 8 月 31 日

株式会社Aより申立期間①において、支給された給与の届出額に誤りがあることが分かった。また、申立期間②から⑩までについては、同事業所から給与の支給があつたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いことが分かった。当該標準報酬月額及び標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間①のうち、平成 8 年 10 月から 20 年 11 月までの期間における標準報酬月額及び申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩の標準賞与額については、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 23 年 1 月 11 日及び同年 7 月 4 日に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額は、当該訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額及び標準賞与額となっている。

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額並びに賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成8年7月、同年8月、9年4月、同年6月から10年9月まで、同年11月から11年2月まで、同年4月から13年3月まで及び16年4月から20年11月までについては、申立人が所持する給与明細書及び株式会社Aが保管する社員別給与・賞与支給実績一覧表により、当初記録されていた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

また、平成13年7月から16年3月までについても、当該事業所が保管する所得税源泉徴収簿の社会保険料の控除額において、当時の健康保険・厚生年金保険及び雇用保険の保険料率に基づいた試算を行ったところ、当初記録されていた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い保険料が給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、給与明細書等が無い期間についても、事業主は「申立期間を通して、申立人の給与・賞与から厚生年金保険料の控除をしていた。」と回答しており、申立人が所持するB銀行の給与等振込預金口座明細に記載された平成8年10月、同年11月及び9年2月の振込入金額が8年8月の給与明細書に記載された差引支給額と一致しており、10年10月及び11年3月の振込入金額は10年11月から11年2月までの給与明細書に記載された差引支給額と一致することから、各々の期間と同額の給与支給額及び厚生年金保険料控除額であったことが推認できる。

加えて、平成8年9月、同年12月、9年1月、同年3月及び同年5月についても、給与明細書等はないが、前後の期間の給与等振込入金額及び所得税源泉徴収簿の記載から、前後の月と少なくとも同額の給与が支給され、同額の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが推認できる。

また、平成13年4月から同年6月までについては、事業主は「昇給までは保険料額は一定であった。」と回答していることから、当該月の所得税源泉徴収簿及び同年1月から同年3月までの給与明細書の記載から、同年1月から同年3月と同額の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、平成8年7月から

同年9月までは34万円、同年10月から12年9月までは32万円、同年10月から13年6月までは34万円、同年7月から16年3月までは44万円、同年4月から17年5月までは47万円、同年6月は50万円、同年7月は56万円、同年8月は53万円、同年9月から18年6月までは50万円、同年7月から20年8月までは47万円、同年9月から同年11月までは44万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、所得税源泉徴収簿により、申立人は当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

申立期間⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩については、社員別給与・賞与支給実績一覧表及び申立人が所持する賞与明細書により、申立人は当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記資料に記載された厚生年金保険料控除額から、申立期間②及び⑥は30万円、申立期間⑦及び⑧は38万5,000円、申立期間⑨は24万3,000円、申立期間⑩は37万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る報酬月額及び賞与の届出について誤った手続を行ったことを認めており、厚生年金保険法第75条本文の規定による当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月7日及び同年6月17日に申立てに係る算定基礎届の訂正及び賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③、④及び⑤に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、申立期間③及び④は30万円、申立期間⑤は26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

このうち、申立期間③及び⑤については、所得税源泉徴収簿から、賞与の支給は確認できるが、厚生年金保険料等社会保険料控除が無かったことが確認できる。

また、申立期間④については、所得税源泉徴収簿に当該賞与の支給の記載は無く、給与等振込預金口座明細において、当該事業所より申立期間に

入金があったことは確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料控除の有無について、確認することができない。

さらに、株式会社Aにおいて申立期間④に係る社員別給与・賞与支給実績一覧表は保管されておらず、当該事業所の元同僚に照会したが、申立期間④に係る申立人の主張する賞与からの厚生年金保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立期間③、④及び⑤について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成8年2月は47万円、同年3月は44万円、同年4月は59万円、同年5月は30万円、同年6月は41万円、同年7月は36万円、同年8月は32万円、同年9月は44万円、同年10月は26万円、同年11月及び同年12月は22万円、9年1月は24万円、同年2月は20万円、同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月は59万円、同年8月は30万円、同年9月は50万円、同年10月は59万円、同年11月は38万円、同年12月は36万円、10年1月は34万円、同年2月は41万円、同年3月は26万円、同年4月は30万円、同年5月は26万円、同年6月は36万円、同年7月は28万円、同年8月は59万円、同年9月は24万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月1日から10年10月1日まで
② 平成10年10月1日から同年11月1日まで

株式会社Aに勤務していた期間の標準報酬月額の記録が、実際にもらっていた給与額に比べて著しく低いので調査し記録を訂正してほしい。また、平成10年10月も勤務し被保険者であったと思われるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録において、申立期間①における厚生年金保険加入記録は株式会社Aとなっている一方、申立人が所持する給与明細書においては所属名が株式会社Bと記載されている。

このことについて申立人は「株式会社Bで採用され、株式会社Aに出向

扱いであったと理解していた。」と供述している。

また、オンライン記録において株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所であることは確認できず、申立人の同僚のオンライン記録においても全員が株式会社Aの被保険者となっている上、両社の代表取締役が同一人物であること等から、両社は一体のものであり、給与支払者は異なるものの、当該給与明細書は株式会社Aに係る給与と見なすことが妥当である。

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立人から提出された株式会社Bに係る平成8年2月から9年6月までの期間及び同年8月から同年12月までの期間の給与明細書において、毎月の給与支給額に見合った厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の所持している給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、平成8年2月は47万円、同年3月は44万円、同年4月は59万円、同年5月は30万円、同年6月は41万円、同年7月は36万円、同年8月は32万円、同年9月は44万円、同年10月は26万円、同年11月及び同年12月は22万円、9年1月は24万円、同年2月は20万円、同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月は32万円、同年6月及び同年8月は30万円、同年9月は50万円、同年10月は59万円、同年11月は38万円、同年12月は36万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成9年7月については、給与明細書は無いものの、申立人が提出した銀行預金通帳により同月の給与振込額が確認できる。

さらに、申立期間当時在籍していた同職種の複数の同僚によれば、「毎月の厚生年金保険料額は給与支給額に対応する標準報酬月額から算定されるため一定額ではなく、在籍期間中はこのような保険料控除の方式は変わらなかった。」と回答していることから、前後の期間と同様に、総支給額に見合う厚生年金保険料の控除が行なわれていたものと判断できる。これらのことから、申立人の給与振込額からみて標準報酬月額59万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが推認でき、平成9年7月は59万円に訂正することが妥当である。

次に、平成10年1月から同年9月までの期間については、当該事業所に

関連資料はなく、申立人も給与明細書を所持していないものの、申立人の提出した銀行預金通帳から給与振込額が確認できる。

また、上記の給与明細書及び同僚の供述から、申立期間のうち、平成10年1月から同年9月までの期間について、当該事業所においては毎月の給与支給額を基に厚生年金保険料を控除していたと考えるのが自然である。

したがって、申立人が所持している銀行預金通帳に記録された給与振込額により推認される報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成10年1月は34万円、同年2月は41万円、同年3月は26万円、同年4月は30万円、同年5月は26万円、同年6月は36万円、同年7月は28万円、同年8月は59万円、同年9月は24万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人は平成10年10月分の給与明細書を所持していない上、上記預金通帳に当月分の給与振込額の記録も無いことに加え、オンライン記録の資格喪失日は平成10年10月30日と記録されている。

また、申立人の国民年金の記録によれば、申立期間②は申請による保険料免除期間と記録されていることから、平成10年10月分の厚生年金保険料が控除されたことについて確認できない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月1日から61年7月1日まで
昭和30年から平成12年までA社（現在は、株式会社B）に勤務したが、申立期間について、オンライン記録では実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額よりも低い額となっているのはおかしいので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、株式会社B及び申立期間当時同社が社会保険事務を委託していたC社には、当時の資料は保管されておらず、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚に照会したが、当時の給与明細書等の資料を保管している者はいない上、申立期間当時、自分が支給されていた給与額とオンライン記録の標準報酬月額に相違があると回答した者は無く、申立人の主張を裏付ける供述及び関連資料を得ることができない。

さらに、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳に記載されている申立人の標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、申立人の標準報酬月額が遡及訂正されている等、社会保険事務所（当時）が不適切な事務処理を行った形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく

厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2810 (事案 1372 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 31 日から 49 年 10 月 1 日まで
第三者委員会から申立期間の記録訂正が認められないとの通知を受けたが、新たな資料は無いものの、昭和 48 年 5 月の株式会社 A 設立時は、社員数が少なく適用事業所でなかったため、株式会社 B 又は C 株式会社のいずれかの厚生年金保険に加入していたので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間当時、株式会社 A が適用事業所でなかったこと、ii) 申立人及び申立人の助手をしていた唯一の同僚の供述から、申立期間に株式会社 B に勤務していた事実は確認できない上、雇用保険の離職日が申立期間より前の昭和 48 年 6 月 20 日となっていること、iii) 申立人が医療機関利用時に使用したと供述している健康保険証の記号番号は申立期間後に資格取得した C 株式会社のものであること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 1 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等を提出していないが、株式会社 A は適用事業所でなかったものの、関連事業所である株式会社 B 又は C 株式会社のいずれかの厚生年金保険に加入していたので、株式会社 A における勤務期間を厚生年金保険被保険者期間として認めるべきである旨を主張している。

そこで、今回の申立てについて、前回の調査を踏まえ、株式会社 A の唯一の従業員及び株式会社 B の複数の従業員に改めて照会したところ、申立人が株式会社 A の社長であったと供述していることから、期間の特定はできないものの、申立期間に株式会社 B の関連会社である株式会社 A に勤務

していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が代表取締役であった株式会社Aの申立期間当時の他の役員及び株式会社Bの事業主及び当時の社会保険事務担当者も既に亡くなっている上、株式会社Bの後継事業所と思われる株式会社Dの事業主に照会したところ回答を得ることができないため、申立内容を確認することができない。

また、上述のとおり、株式会社Aはオンライン記録において適用事業所としての記録は無く、当該事業所の関連会社である株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、申立人の資格喪失日は昭和48年8月31日、備考欄には同年8月に保険証が返納されたことを示す「証返」に丸印が付され「48／8」と記載されており、株式会社Aの上記同僚も資格喪失日は48年8月1日、証返は、「48／8」と記載されており、遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

さらに、C株式会社における申立人及び上記同僚の資格取得日は、同社が新規適用事業所となった49年10月1日となっており、申立期間に適用事業所であったことは確認できない上、当該同僚についても、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 11 月 1 日まで
② 昭和 50 年 8 月 1 日から 54 年 8 月 1 日まで

私は、申立期間①においては、株式会社Aに昭和 48 年 4 月から 49 年 10 月まで正社員として勤務をしており、また申立期間②においては、有限会社Bに 50 年 3 月から 54 年 8 月まで正社員として勤務をしていたが、年金事務所へ照会したところ、申立期間の厚生年金保険が未加入となっている。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aが保管する当時の「社員名簿」に、申立人の入社年月日は昭和 49 年 11 月 1 日、退職年月日は 50 年 1 月 20 日と記載されており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンラインに記録されている申立人に係る厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日と一致している。

また、株式会社Aは、当該社員名簿のほかに賃金台帳等の資料は保管していないことから、申立期間①における申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、上記社員名簿及び上記被保険者名簿に記載されている元同僚のうち所在を確認できた者に照会を行ったところ、当該元同僚のうち一人は申立人について記憶しているものの、勤務期間までは記憶しておらず、他の元同僚も申立人について明確に記憶していないことから、申立人の正確な勤務実態

及び勤務期間を確認できる資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が、「仕事帰りに居酒屋へ一緒に行っていた。」と記憶をしている元同僚は既に亡くなっているため、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用について供述を得ることができない。

また、申立人に係る株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者記号番号払出台帳に、資格取得年月日が昭和49年11月1日と記載されており、オンライン記録の資格取得日と一致している上、当該事業所における雇用保険の加入期間は、オンラインに記録されている厚生年金保険の加入期間と一致している。

申立期間②について、有限会社Bは既に廃業をしており、当時の事業主も亡くなっているため、関連資料等の存否を確認することができない。

また、申立人は、有限会社B在職中の昭和54年6月に元同僚と一緒に旅行したと主張しているが、当該元同僚が記憶する申立人と一緒に旅行した時期は、申立人の主張する時期とは異なる上、当該元同僚は、50年11月に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、54年6月には別の事業所において加入記録が確認できることから、申立人の主張をそのまま肯定することができない。

さらに、申立期間②において、有限会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の元同僚に照会をしたが、申立人について明確に記憶している者がいないことから、申立人の正確な勤務期間を確認できる資料及び供述を得ることができない上、当該事業所において、申立人の雇用保険の加入記録を確認することができない。

加えて、申立人に係る上記被保険者名簿の加入期間は、オンライン記録の加入記録と一致している上、当該被保険者名簿の申立人欄には、資格取得日、資格喪失日及び資格取得時の標準報酬月額のみが記載されており、資格喪失日以後において、定時決定等の標準報酬月額の記載は無く、社会保険事務所（当時）が遡及訂正等の不適切な事務処理を行った形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで
② 昭和 41 年 3 月 16 日から 42 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 11 月 1 日から 42 年 11 月 1 日まで株式会社Aで正社員として勤務をしたが、申立期間において未加入期間となっている。調査をして、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aの元取締役が、「申立人は、昭和 39 年 11 月頃から勤務をしていたと記憶している。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①において勤務をしていたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Aは、既に廃業し、当時の事業主及び人事総務を担当していた元取締役は亡くなっていることから、申立期間における申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、上記の元取締役が保管する株式会社Aの「昭和 41 年 4 月～保険料一覧表」には、申立人の厚生年金保険資格取得年月日が昭和 40 年 3 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致している上、当該元取締役は、「申立人が、申立期間①において、正社員だったかどうかまでは記憶していない。」と供述している。

さらに、申立人が記憶する元同僚及び株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている元同僚のうち所在を確認できた者に照会を行ったところ、複数の元同僚が申立人について記憶しているものの、勤務期

間までは記憶しておらず、他の元同僚も申立人について明確に記憶していないことから、申立人の申立期間①における正確な勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる資料及び供述を得ることができない。

申立期間②について、前記の元取締役が保管する、申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(確認並に決定通知書)」に、資格喪失年月日が昭和41年3月16日、備考欄に同年3月15日退職と記載されており、申立人に係るオンライン記録及び上記被保険者名簿の記録と一致している。

また、申立期間②の期間中に、上記被保険者名簿において新たに被保険者資格を取得している複数の元同僚に照会を行ったが、申立人について記憶している者がいない上、申立人も申立期間②において被保険者資格を取得している従業員の氏名等を記憶していないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる資料及び供述を得ることができない。

さらに、株式会社Aにおいて、申立人の雇用保険の加入記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月1日から45年3月1日まで

日本年金機構から送られてきた厚生年金加入記録のお知らせで通知された標準報酬月額が相違している。当時の給料や厚生年金保険料控除額を確認できる資料は所持していないが、昭和42年に家を購入し、同年には2人目の子供も生まれたが住宅ローンを支払いながら、生活費として月額7万円を主人より手渡されていたと記憶しているので、調査をして正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aは既に廃業しており、事業主も亡くなっていることから、関連資料等は不明であり、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、株式会社Aの複数の元取締役は、「申立人を、良く覚えているが、申立人は、勤務社員ではなく、顧問税理士だったと思う。」と供述をしている上、当該事業所において、申立人の雇用保険の加入記録を確認することができないことから、申立人については通常の従業員とは異なる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、申立期間において、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の被保険者に照会したところ、申立人の申立期間における勤務形態及び保険料控除額を確認できる供述及び関連資料を得る

ことができない上、回答者のうち4人が、「私の標準報酬月額は、正しく記録されている。」と回答し、低く記録されていると回答した人はいない。

加えて、申立期間において、上記被保険者名簿に記載されている申立人の標準報酬月額と、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額は全て一致しており、社会保険事務所（当時）が遡及訂正等の不自然な事務処理を行った形跡は見当たらない。

また、申立人の妻である申立代理人は、申立人から毎月7万円を受け取っており、それからみると標準報酬月額との差が大きいと主張しているが、同人は、「月々の生活費は、夫から現金で受け取っていた。昭和42年春の転居とほぼ同時期に、事務所を借り、いくらかは税理士としての収入もあり、少しずつは増えていたと思うが、預金管理等はすべて主人が行っており、株式会社Aにおける主人の給与の支払方法及び金額等についても、詳しくは分からない。」と供述していることから、申立人から申立代理人に手渡されていた生活費は、必ずしも、株式会社Aから支給された報酬額だけではなく、他の関連事業所から受け取った税理士報酬等も含まれていた可能性が高い。

このほか、申立人の申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。